



税理士法人より

所長 前川 研吾 公認会計士・税理士

中小企業等経営強化法の改正について

平成29年度の税制改正により中小企業等経営強化法が改組され優遇措置を受けやすくなりました。今回はこの改組により新たに受けられるようになった優遇措置を中心にご紹介いたします。

中小企業等経営強化法とは

中小企業等経営強化法とは中小企業の経営力向上（生産性の向上）によって付加価値を増やす政策です。支援措置の一環として対象資産の購入時に法人税と固定資産税の2つの優遇措置を受けることができます。

まず法人税については対象資産の価格を即時償却または10%の法人税額控除を選択適用できます。取得時に費用として処理する金額が大きくなりますので、利益が出ている企業は納税額を減らすことができます。

次に固定資産税については対象資産を購入した年度から3年間固定資産税が半額になります。この固定資産税は赤字の企業でも納付義務があ

りますので、非常にメリットの大きな措置です。

今回の改正について

今回の改正によりこの優遇措置を受けることができる対象資産の範囲が広がりました。旧制度では機械装置・ソフトウェアだけでしたが、今回の改正で図1のように器具備品・工具や建物付属設備までその範囲が広がっています。

対象資産は生産性向上設備（A類型）と収益力強化設備（B類型）の2種類に分かれており、それぞれ資産購入前に申請書類の提出や認定などの手続きを終える必要があります。

図1

設備の種類	用途細目	最低価格	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	一部	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物付属設備	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア	全て	70万円以上	5年以内

※建物付属設備については償却資産として課税されるものに限られます。またソフトウェアは固定資産税がかかりませんので法人税の優遇措置のみです。

条件と手続きについて

この優遇措置は青色申告書を提出する中小企業等で経営力向上契約の認定を受けた企業に限られます。また、対象資産の取得期間は平成29年4月1日から平成31年3月31までの間です。

さらに最低賃金が全国平均以上の地域については労働生産性が全国平均未満の業種のみが対象となりますので最低賃金が高い都市部にある中小企業は注意が必要です。

おわりに

節税効果が高い政策ではありますが、注意点多い上に事前の申請書類も煩雑です。弊社では、設備の取得予定時期や決算日をお伺いして、お客様に最適な設備投資時期のご提案から申請書類作成のサポートまでご支援しております。適用をお考えの方はどうぞお気軽にお問い合わせください。

社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 社会保険労務士・キャリアコンサルタント

テレワークの普及と「テレワーク・デイ」の実施

テレワーク制度が「ある」企業は約1割

国も導入を推進しながら、なかなか普及しないと言われてきたテレワーク（ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）。

連合総研（公益財団法人 連合総合生活開発研究所）が実施した「勤労者の仕事とくらしについてのアンケート調査」（全国の民間企業に勤める男女2,000人を対象にインターネットを通じて実施）によると、自宅などオフィス以外で働く「テレワーク」の制度が勤務先に「ある」と回答した従業員は9.7%だったそうです。

従業員1,000人以上の企業では19.1%が「ある」と答えたのに対し、99人以下では5.0%にとどまっており、企業規模による差が出る結果となっています。

「テレワークで働きたいと思わない」も約3割

また、今後在宅勤務型テレワークで働きたい（働き続けたい）かについては、「わからない」と回答した割合が最も多く42.4%、「働きたい（働き続けたい）と思う」が27.4%、「働きたい（働き続けたい）と思わない」が30.3%となっています。

同調査では、「現在テレワークで働いている」という人の割合が約1%という結果も出ており、テレワーク制度自体がまだまだ広く具体的に認識されていない現状も読み取れます。

国が「テレワーク・デイ」を実施予定

このような状況の中、ここ最近では政府が提唱する「働き方改革」の流れで、テレワークの普及が一層叫ばれているところです。

厚生労働省では、各省庁や東京都、経済団体などと連携し、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、テレワークを活用した働き方改革の運動を展開するとし、その一環として、2017年は東京大会の開会日となる7月24日を「テレワーク・デイ」

と位置付け、多くの企業や団体に一斉実施を呼び掛けています。

今後も導入推進は活発に

政府は、「2020年には週1日以上在宅勤務する人の割合を10%以上」とする目標を掲げています。

以前はセキュリティやコミュニケーションの問題、労務管理、コスト面等の問題から導入に躊躇する企業も多かったところ、最近では、これら懸念事項を解消するツールが様々な団体・企業によって用意されており、以前より導入が比較的容易になりつつあると言われています。

今後は中小企業でも導入が期待されていくことでしょう。

会社トラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 同意書があっても同意がない？

当社は、深刻な経営不振に陥ったことから、退職金規程に定められている従業員の退職金支給基準を大幅に改定しました。その際、従業員に対し、新基準適用の具体的な結果までは説明しておりませんが、経営不振ゆえ退職金規程の見直しが必要である旨幾度も説明した後、全従業員から新基準を承諾する旨の同意書に署名押印してもらいました。

その数年後、従業員Aが退職することになりました。新基準によりAの退職金を算定したところ0円となったため、Aには退職金不支給の旨通知しました。ところが、Aはこれに納得いかず、旧基準に基づき算定した退職金500万円の支給を要求しています。会社はこの要求に応じる必要があるのでしょうか。

A Aの請求は認められる可能性が高いです。

労働条件変更の方法

会社が従業員の労働条件を変更するには、従業員の同意を得なければならないというのが原則です。就業規則変更により労働条件を変更する方法もありますが、従業員に不利益な変更である場合には、相応の制約が課されます。そこで、小規模の会社であれば、まずは従業員の同意による方法を検討すべきでしょう。

Aの同意書について

従業員から労働条件変更の同意を得る場合、同意書の作成は実際上必須です。これがないと後日の証明が困難になります。しかし、同意書があったからといって当然に同意があったことにはならないというのが、最高裁判例です。同意は自由意思に基づかなければならず、かつその自由意思は同意する合理的理由が客観的に存在するかという観点から

判断されることになります。その判断に際しては、労働条件変更により従業員の被る不利益、それまでの経緯、会社から従業員への説明内容などが考慮されます。

Aの場合、新基準適用により退職金が500万円も減額してしまうという大きな不利益を被りますが、会社から新基準適用結果について具体的な説明を受けておりません。新基準作成が必要でありかつそのことを十分に説明したとしても、A個人が自己の具体的な不利益まで十分に理解していたことにはならず、同意書がAの自由意思に基づき作成されたまではいえないように思われます。会社としては、同意書を取得して安心するのではなく、弁護士に相談するなどして、自由意思を担保するための方策を講じることが求められます。



お知らせ

「社労士試験合格セミナー」のご案内

汐留社会保険労務士法人から6月開催の「社労士試験合格セミナー」のご案内です。6/21(水)の18:30から今年8月の社会保険労務士試験合格を目指す人向けに合格に必須の勉強法とモチベーションについてお伝えします！

今年のチャレンジを最後のチャレンジにしたい方、直前期に効率的な勉強をして合格を勝ち取りましょう。ぜひご参加ください！以下の案内をご確認の上、担当者までお問い合わせくださいませ。

● セミナー案内はこちら

<https://www.shiodome-sr.jp/pdf/motivation201706.pdf>

汐留社会保険労務士法人 担当：月岡

新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人新メンバー1名のご紹介をさせていただきます。

会計グループ/白倉 洋

9月に汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました白倉と申します。4月より正社員となりましたので、より一層の責任と自覚を持ち日々の業務に励んでいく所存でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

6月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>